

「法学 A（日本国憲法を含む）」における アクティヴ・ラーニングの試み ——模擬立法

西澤宗英

- 1 はじめに
- 2 その内容
 - (1) 科目の概要
 - (2) プログラムの概要
 - (3) プログラムの具体的内容——3回の授業の組み立て
 - (4) プログラムの実施
 - (5) 実施の結果
 - (6) 担当者側の感想と反省点
- 3 おわりに

1 はじめに

筆者は、大教室における講義科目においても、可能な限り双方向的な関係を作りたいと考えて、前任校の時代から30年以上にわたって、履修者の多少にかかわらず、担当するすべての講義科目において、毎回任意のレスポンス・シート（「今日の講義についての質問、意見、感想、その他なんでも」という形式）を提出させ、これにコメントを付して翌週の講義の際に名前を呼んで本人に直接返却するというやり方をしてきた。毎回行うのは、一般の授業評価のように最終回にアンケートを取っても、その結果を当該年度の講義に反映させることができないし、とりわけ質問に対しては、即時に回答する必要があるからである。直接本人に返却するのは、そうしなければ一方通行に終わってしまうし（コメントを付すことで確かに読んでいるということを伝えられる）、シートには個人情報が含まれているだけでなく、時にデリケートな法律相談的なものが含まれていることがあるからである。提出されるシートは、履修者の少ない科目で20通程度から、多い科目では100通以上、ときには200通近くになる科目

もあった。

たしかに、こうしたやり方でも、頻繁に提出する学生との間では、かなりの程度で双方向的なやりとりは行えるが、本来は、やはり毎回の授業時間の中で、学生が主体的・積極的に参加し、質疑応答などがされることが理想である。そこで、以前から、何か工夫はできないものかと考えていたところ、今回、法学部の大澤光教授から、第二東京弁護士会「法教育の普及・推進に関する委員会（以下「法教育委員会」という）」が「法教育プログラム⁽¹⁾」の一環として行なっている「出前授業（デリバリー法律学習会）」を紹介された。具体的には、同委員会が提供する出前授業プログラムの中から、高校生・大学生を対象に開発した「法律をつくってみよう、つかってみよう⁽²⁾」を利用して、グループワークを通して「模擬立法」を実践しようとするものである。

そこで、筆者が担当する本年度前期科目である「法学A（日本国憲法を含む）」（前期2単位）の一部（15回中3回）において、法教育委員会が用意する教材の中から「ヘイトスピーチに関する立法（模擬立法）」を取り上げて実施することとした。

この試みは、登録者が100名を超える大教室での講義科目であっても、やり方によっては学生が主体的に参加する双方向的な授業を行うことができる実践の試みでもあるといえる。本稿は、教育実践報告として、その内容を紹介しようとするものである。

2 その内容

(1) 科目の概要

当該科目は、社会理解関連科目の一つであると同時に、教職課程科目でもあり、本年度春学期の履修登録者は102名であった。内訳は、教育人間科学部教育学科（73名：1学年64名、2学年6名、3学年2名、4学年1名）を中心に、教育人間科学部心理学科（2名）、文学部（17名）、経済学部（2名）、経営学部（2名）、国際政治経済学部（5名）、地球社会共生学部（1名）であった。

教育学科の学生は、ほとんどが1年次からすでに将来教員（小学校・中学校・高等学校）になることを目指しているが、他学部・他学科の学生の中にも、教職課程を履修して教員資格を得ることを目的としている学生がいる。そのため、大多数の学生は開講当初から授業に臨む姿勢が積極的であり、とりわけ高い集中力を示しているが、「法学」という科目に対しては、当初必ずしもとくに興味や関心を示しているわけではない。しかし、回数を重ねてゆくごとに、学生たちは、徐々に教職課程科目の一環として「法学」を学ぶことの意味を理解し始めるとともに、講義に対する関心の度合いも上昇していった。

本年度の講義では、全15回中、12回は例年通りの方法で講義を行い、中間の3回（第8回から第10回）を模擬立法の試みに充てた。そのために、第2回から第7回では、立法作業を行う際の前提知識を与えることも考え、「法」というルールの一般的性格、法規範の性質（行為規範・裁判規範、強行規定・任意規定）、目的と手段の関係、法解釈の技法などを扱った。

(2) プログラムの概要

法教育委員会が提供するこのプログラムの狙いは、後掲資料にあるように、「社会課題事例の中から一つを選び、自分たちで法律（ルール）を作り、解決しようとする課題がそのルールによってどのような結論になるかを考えます。みんなが納得する解決策は見つけられるでしょうか。ルールはどのように使ったらよいのかについて考えると同時に、見直すことの大切さを学びます」というところにある。そのために提示される課題事例としては、「ヘイトスピーチ」や「少年犯罪の実名報道」などがある。

今回は、すでに述べたように「ヘイトスピーチ」を取り上げた。

教員志望の学生が中心であるこの講義で、「ヘイトスピーチ」を取り上げたのは、憲法が保障する基本的人権の中で、「表現の自由」はとくに重要なものであるところ、「ヘイトスピーチ」とされる言動も、「表現」の一形態といえるので、この問題を考えるためには、まさに表現の自由の本質、その根本は何かという問題に取り組むことになるからである。

具体的な課題としては、①ヘイトスピーチを規制するルール（法）を設ける

「法学 A (日本国憲法を含む)」におけるアクティヴ・ラーニングの試み
——模擬立法

べきか否か、それぞれの理由はどのようなものか、②ルールを設けるとした場合、どのような内容(規制のしかた、違反に対する制裁など)が考えられるか、③作ったルールを実際に使ってみる、といった点が想定される。

(3) プログラムの具体的内容——3回の授業の組み立て

授業を実施するにあたって、あらかじめ、筆者と法教育委員会のメンバーとの間で打合せを行い、具体的な授業内容、進め方、各弁護士を担当(各回5名)などを決めた。法教育委員会がもともと用意しているのは、50分を2回というプログラムであるが、大学生が対象であることから講義時間に合わせ、しかも単に立法するというだけでなく、「ルールはどのように使ったらよいのかについて考えるとともに、見直すことの大切さを学」ぶということを重視して、90分を3回という構成にした。

3回の授業の具体的な流れは概ね以下のようなものである：

第1回：「ヘイトスピーチとは何か」

模擬立法のための前提作業として、法教育委員会が作成したスライド(「弁護士と～模擬立法～してみませんか? ヘイトスピーチを事例として」)⁽³⁾および参考資料(「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下「ヘイトスピーチ解消法」という)」の法文⁽⁴⁾)を用いて、ヘイトスピーチの実際の例や現に行われている国際ルールなどを紹介し、わが国のヘイトスピーチ解消法とその立法経緯などを紹介する

第2回：「模擬立法体験」

前回で得た知識を踏まえて、各グループごとに議論をまとめて「あるべき規制法」の立法案を考え、発表する

第3回：「振り返り」

各グループの立法案を比較して、最も優れた立法を選定し、いくつかの具体的な「事例」にそのルールを当てはめてみる

このほか、毎回学生からは、アンケートがわりにレスポンス・シート(任意)を提出させることとした。

(4) プログラムの実施

各回では、厳密な出席管理はしていないが、任意提出されたレスポンス・シートの数、第1回が81通、第2回が88通、第3回が81通であったことから、毎回ほぼ90%の学生が出席していたものと思われる。

第1回

まず、担当弁護士の数 considering 考慮して、着席している場所の前後2列を基本に、学生6名から8名程度で構成される組を15個作った。

担当弁護士が前述のスライドと資料を使って、途中で学生の意見も求めながら、まず、基礎知識として国民が主権者であるということの意味と基本的人権としての表現の自由の意味を確認した。ついで、ヘイトスピーチ解消法の法文(後掲)も参照しながら、ヘイトスピーチが「単なる悪口、過激な言葉を超えて、差別や暴力をおおる表現。自分で変更できない属性(民族、国語、宗教、性別、性的指向、性自認、障がいなど)を理由として行われる」ものであることを説明した。その上で、具体的なヘイトスピーチの例を動画を含めて複数紹介した。

さらに、立法のための前提作業として、ヘイトスピーチを規制する考え方と規制しない考え方、およびそれぞれの理由を紹介したのちに、ヘイトスピーチについての国際ルール(国際人権法、とりわけ「自由権規約」、「人種差別撤廃条約」)、わが国のヘイトスピーチ解消法の内容およびその立法経緯を紹介した。

第2回

第1回で得た知識を前提に、各グループで具体的な立法案を検討し、グループごとにその内容とそのような立法案を作成した理由を発表した。

立法案は、おおむね規制の要件(行為主体、言動の内容、言動の態様)および効果(制裁:刑罰その他)からなっている。各グループの提案は、次のようになった:

「法学 A（日本国憲法を含む）」におけるアクティヴ・ラーニングの試み
 ——模擬立法

(a) 刑罰の制裁を提案するもの

組	行為主体	言動の内容	言動の態様	刑罰
3	日本国内のすべての人	特定の集団や個人に身の危険を感じさせる、または個人や集団の有する権利を侵害する発言または行動	記録に残る形	刑罰
5	日本国内において	国籍・宗教など自分で変更できない属性について、身体や財産等に現実に危害を及ぼした場合またはその危険のある行為	不特定多数の面前	刑罰
13	公的な立場で影響を与える人物	不当な差別的言動		刑罰
15				嚴重注意1回し、改善が見られなかった場合には刑罰

(b) 刑罰以外の制裁を提案するもの

組	行為主体	言動の内容	言動の態様	制裁
2		特定の人を対象としていると考えられる差別的言動	公の場	立場や程度に応じて、辞職・謹慎・休職・休学・免許剥奪⇒会社等に要請
6	メディアを用いて公的な発言をする者	不当な差別的言動		謹慎処分又は懲戒免職 また、これを国が公表
7		専門家や無作為に抽出した一般人の判断によって悪質なヘイトスピーチと認められる行為		意識改革ができるような文書作成
8	社会的団体、又は社会に影響を持つ人物	ある特定の集団に対して、身体・名誉・財産に対し、差別的意識を根拠に発言又は活動	公共の場	メディアを通して公表

9	政治家や芸能人などの発言力のある人	自分では変更できない属性を理由に否定的な発言	公の場	全国発信の謝罪会見、及び一定期間活動停止
11	何人も	ある特定の人種、宗教、性別に対する差別発言、または障害に対する差別的発言	不特定多数の聴衆に向け、公の場	10万円以下（過料）
12		ある基準を満たす不当な差別的発言や書き込み	公と判断される場	理解のための講義受講義務。講義を受けなかった場合、罰金
14		特定の集団を非難（その集団に属する人から通報があった場合）		道徳教育を行う

(c) 制裁なし

組	行為主体	言動の内容	言動の態様	効果
1	人	特定の文化や民族に対して発言		配慮を持って行うようにする
4	複数人集まったグループが	自分では変更できない属性について侮辱	不特定多数の目に触れるところ	警察が個人名を控え、回数を重ねたら名前を公表する
10		名誉棄損や侮辱の訴え		調査して対応策をとる

第3回

第2回で出された各グループの立法案の中から、全体の投票で「もっとも望ましい立法案」を選定し、「12組」の立法案：

- ・ある基準を満たす不当な差別的発言や書き込みが
- ・公と判断される場で行われた場合
- ・理解のための講義を受講する義務を課し、講義を受けなかった場合には罰金を科す

が選定された。

最後に、弁護士グループが作成した具体的な事例を挙げて、選ばれた立法案

を使って、ヘイトスピーチに当たるか否かの当てはめの作業を行なった。

提示された事例：

- A： 政治家が、国民向けの演説で「メキシコ人はレイブ犯だ」と発言した場合
- B： 芸能人が、テレビで「在日韓国人は犯罪者ばかりで好きじゃない。早く日本から出て行って欲しいよ」と発言した場合
- C： 市民団体が、公民館使用申請書の使用目的欄に「同性愛者撲滅運動のための集会」と記載して申請してきた場合
- D： 市民が、生放送の街頭インタビューで「最近世界中でイスラム教徒のテロが続いて心配。家の近くにもイスラム教徒が住んでて不安だから、出て行って欲しい」と発言した場合
- E： ある学生が、ゼミ旅行中に皆で食事をしている際に、車椅子に乗った学生に「自力で歩けないお前は、社会のゴミだ」と発言した場合
- F： ある市民団体が米軍基地の前で「米軍は日本から出て行け！ アメリカに帰れ！」と大声で叫んだ場合

(5) 実施の結果

各回に学生から提出されたレスポンス・シートから、学生がこの試みをどう評価していたかを見てみよう。

第1回のシートからは、

- ・ヘイトが許されるべきでないことは明らかだが、規制は難しい。規制によって表現の自由がおびやかされ、言いたいことが言えない世の中になると、国の統治にも悪影響がある
- ・規制しない理由から考えてみると面白かった
- ・デモにはあまり良くないイメージがあるが、表現の自由があるのだから自分の考えを訴えることは正しい（しかしヘイトのように明らかに他人を差別するようなものは許されない）
- ・知識は学校で与えられるだけでなく、広く地域や国全体で学ぶ機会も必要
- ・言論（表現）の自由の限界を考えることはとても難しい

- ・規制する理由にも、規制しない理由にも納得できる部分があるので、自分の考えをしっかりと持ちたい

などの意見が見られた。

ここでは、「ヘイトは許されない」という素朴な正義感の表明がある一方、ヘイトスピーチの実態についての知識がなかったというものも多く、正しい知識を持つことの重要性を指摘するものが見られる。また、表現の自由の重要性と差別的発言の規制との調整（バランス＝線引き）に悩んでいるとみられるものが多数を占める中で、両者の関係で怯むのではなく、なんとか解決を見出そうとする姿勢を示すものも見られた。

知識がなかったというものも、ヘイトスピーチの具体例を見ることで、問題の重要性を感じ、ヘイトスピーチをなくすためにはどのような方法が考えられるかを積極的に考えようとする姿勢が見られる。

第2回になると、

- ・法を作ることは容易なことではないが、根拠を持って線引きができるようにすることが今後の課題
- ・議論の中で様々な意見があることを知り、視野を広げることができた
- ・自分とは違う意見に対してもきちんと自分の意見を述べ、議論の中でそれを組み合わせていくことが重要
- ・言葉の意味を限定することが難しいので、解釈の重要性がわかった
- ・人によって様々な考え方があることを知れたし、それによって自分の考えが深まった
- ・刑罰という規制だけで、ヘイトをする人の差別意識が変わるのだろうか
- ・第1回では問題意識を持っただけだったが、今回それをどうやって解決するかという方法を実際に考えることにまで踏み込めた
- ・さまざまな意見を聞いても完全な法律を作ることは難しい。法律を作るためには知識（情報）が重要だと感じた

などの意見が見られた。

ここでは、「法」を作ることの難しさ、戸惑いも見られる一方、議論を通し

で問題を解決してゆくことには積極的な興味を示している (多くの意見を聞くことでより良い解決を導くことができること, 様々な視点から考えることの面白さを実感している)。ここには, 異なる意見を受け入れる寛容さの芽生えも見取ることができる。また, 他人との議論に耐えられるだけの知識を得る必要も意識されている。

第 1 回のシートにも見られた表現の自由と差別的発言の規制の調整の難しさが, 実際の立法作業をする中で, 一層強く意識されている。

第 3 回のシート (3 回を通しての感想) では,

- ・ 将来教員になったとき, 生徒のモラルを正しい方向に導けるように努力したい
- ・ 子供たちの正義の観念に対して, 教員という立場には大きな責任がある
- ・ 立法の過程だけではなく, 立法した後でも議論を積み重ねていく必要がある
- ・ 6 人程度のグループでも意見をまとめることは難しかった
- ・ 法を作ることの大切さを知ったので, 教員になったときには「法とは何か」をきちんと伝えられるようにしたい
- ・ 難しかったが, 内容が濃く, これからも考え続けるきっかけになった
- ・ 法律を作って, 使ってみるという経験は将来の役に立つ
- ・ ベスト立法を決める際には, 特定のグループの提案だけでなく, それぞれのグループの提案からいい点を選んで組み合わせるという方法もある
- ・ どれが良いか, どれが良くないかではなく, どこをどのようにしたらよりよくなるかを考えていくことが重要
- ・ 聞くだけの講義ではなく, 自分の考えを述べることができ良い機会になった
- ・ 法というものは具体的すぎても, 抽象的すぎてもいけない

などの意見・感想が見られた。

全体的には, 「難しかったが, 楽しかった」, 「貴重な体験であった」という一般的な感想だけでなく, 将来教員になることを意識した感想も見られるなど, ほとんどの学生がこの試みに対して積極的かつ真摯に取り組んできたこと

がわかる。

3回全て提出した学生のシートを見ると、回が進むに従って、考え方や印象に変化が見られる（自分の問題として積極的に考えていかなければならないという自覚）。

(6) 担当者側の感想と反省点

上に述べたように、全体としてみれば、担当弁護士の熱意と学生の主体的参加によって、学生の評価も担当弁護士の評価も非常に高く、初めての試みとしては十分成功であったと評価できる。とくに、少人数のグループの中でもかなり多様な意見が出たことから、それらをまとめてどのように合意を形成する（ルールを作る）かという経験をしたことには大きな意味があったと思われる。

もっとも、来年度も行うとすれば、なお改良すべき点も少なくない。

(a) プログラムの内容

全体で90分を3回というのは適切であったが、これでも、のちに述べるように、学生が必ずしも十分に消化できなかったかもしれない部分はある（とくに第1回）。これは、各回の内容を吟味することで解決できると思われる。

(b) グループの組み方

6～8名は多いかもしれない。学生に十分議論させる（各々が意見を述べる機会を確保する）という意味では、4～5名程度の方がよいと思われる。学生は他人の意見を聞きながら自分の考え方をまとめる能力（説得される能力につながる）を持っているので、発言する時間が長くなれば、議論が活発になる。6～8名だとグループの中で意見が分かれすぎて、まとめるのが難しくなる場合がある。

小さなグループにして数を増やすことによって、グループごとの多様性にもつながる。

反面、グループの数を増やすと、グループワークの際に巡回して助言を与える弁護士の数を増やす必要が出てくるかもしれない（これには、大学当局と予算措置の検討をする必要が出てくる）。

なお、次年度も本年度と同じ、3限配置になるのであれば、開始前に昼休み

「法学 A（日本国憲法を含む）」におけるアクティヴ・ラーニングの試み
——模擬立法

の時間を使うことができるので、グループ分けは授業開始前に行っておくことが可能で、これは授業時間の有効な活用につながる。また、4～5名であれば、前の列の学生は振り返るだけで良いので、机の移動も不要になる。

(c) 第 1 回の内容

今回は、盛り込みすぎたかもしれない。情報量が多すぎると学生が消化しきれない恐れがあるので、ポイントを絞り、第 2 回でのグループワークのために最低限何を伝えておくべきかの選択を工夫する必要がある。

講義の時間を短縮することによって、短時間でも学生が議論する時間を設けることも考えられる。

(d) ワークシートの作り方

フリー記述でなく、作られるルールの基本的な枠組み（法律要件：規制の主体、規制される行為の態様、効果など）をあらかじめ設定しておく方法もありうる。

(e) 発表の仕方

全てのグループに発表させる必要があるかの問題がある。とくにグループの数を増やす場合には考えなければならない。提案される立法案は大まかにはいくつかのパターン（刑罰を科すか否かなど）に集約できると思われるので、パターンの違うものを出させた後は、補足の希望があれば聞く、他のグループから質問や意見を求めることなども考えられる。

さらに、議論の途中で、指導弁護士が興味深い議論をしているグループを選んで「中間発表」をさせることも考えられる。

一方的に発表させるだけでなく、提案された立法案について、学生同士の質疑や意見交換をする機会も設けることで、次回の選定作業の参考にすることもできる。

(f) 選定の仕方

完成形の一つを選ぶという方法だけでなく、いくつかの立法提案を組み合わせ、要件ごとに望ましいものを選ぶという方法も考えられる。

(g) 当てはめ事例

事前の講義で「法的三段論法」の説明がされているので、それに従った当て

はめがされるように指導する。学生に十分に考えさせるためには、事例の選択にも工夫の余地がある。そうであれば、3～4例でもよいかもしれない。

3 おわりに

今回、この試みを行った第一の目的は、冒頭にも述べたように、大教室の講義科目でも、学生が積極的・主体的に参加できる方法を実験してみることであった。他方、この科目で「法教育」の一環として、「ヘイトスピーチ」に関する「模擬立法」を取り上げたことは、将来「主権者教育⁽⁵⁾」を担うことになる教員志望の学生にとって意味があった。模擬立法は、まさに主権者としての行動を経験させるものであるとともに、将来ある子供たちに教員として正しい情報を提供することの重要性を意識させるものでもあったからである。このことは、「解消法」6条が差別解消のための「教育活動」を国および公共団体の責務としているところを、各学校での具体的な教育の中で実現することにもつながるものである。

(1) 「法教育」ということばには、馴染みがないかもしれないが、これは大学の法学部で行うような「法学教育」を意味しない。ちなみに、第二東京弁護士会のHPでは、次のように説明されている：

法教育とは、法律の専門家が、一般の人々に対して、法に関わる基本的な知識や考え方、さらには法の形成や、紛争解決に必要な技術等を伝えることを指します。

単なる法律の知識だけでなく、法の形成過程や基本原則・価値を知り、合意形成や紛争解決の技能、さらにはその過程に参加する態度・意欲を身に付けることが法教育の目的です。

近年、法教育の学習についても、学習指導要領に組み込まれるようになりました。

第二東京弁護士会「法教育の普及・推進に関する委員会」では、将来の我が国の民主主義社会の担い手である子どもたちを育成するため、教育関係者と協力・連携を図りながら、様々な活動を展開しています。

- (2) 後掲資料(1)参照。
- (3) 後掲資料(2)参照。
- (4) 後掲資料(3)。
- (5) 社会の課題解決を構成員の一人として主体的に担う力を育成する。

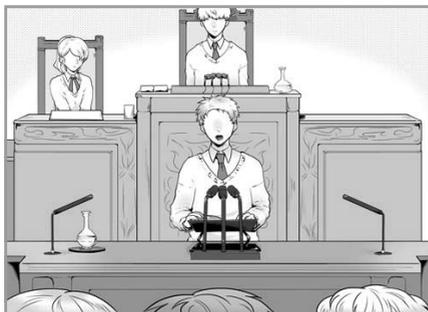
資料(1)

社会のルールの在り方を考える

法律をつくってみよう、つかってみよう

高校生

大学生



複雑な背景を持った社会的課題

様々な背景を持った人たちが共生する現代社会。そこには、ヘイトスピーチや少年事件の実名報道など、解決できていないけれども、多くの人が改善の必要性を認識している「社会的課題」が多く存在します。様々な決まりごとやルール等が絡み合っているため、明確な法律的判断をしにくいものも多いのですが、何らかの対処や改善が求められています。

授業の詳細

対象 : 高校生、大学生
関連教科 : 社会科、道徳、国語、特別活動
／法学入門、憲法入門、教育課程
授業時間 : 100分 (50分×2コマ)

プログラムのねらい

社会課題事例の中から一つを選び、自分達で法律(ルール)を作り、解決しようとする課題がそのルールによってどのような結論になるかを考えます。みんなが納得する解決策はみつえられるでしょうか。ルールはどのように使ったらよいのかについて考えるとともに、見直すことの大切さを学びます。

授業の流れ

生徒は国民(＝主権者)として、グループごとに課題事例について考え、一つのルールをつくります。その後、グループディスカッションを通して問題を共有していきます。

50分

50分

1. ガイダンス

- ・主権者について
- ・現代社会の課題「社会問題」について

どのような社会問題があるのか、まず理解してもらいます。

2. 解決策の検討

- ・問題の把握
- ・実際の法律のについて
- ・法律(ルール)づくり

具体的な問題は、ヘイトスピーチ、少年犯罪の実名報道など、複数の教材から、事前に選べます。

3. グループディスカッション

- ・グループで作った法律(ルール)の発表
- ・あらかじめ設定された条件に当てはめ、ルールの適正性を検討し投票

自ら考える主体性を養うとともに、説得し、説得される体験を学びます。

資料(2)

弁護士と～模擬立法～
してみませんか？
ヘイトスピーチを事例として
第二東京弁護士会

授業の流れ

第1回：ヘイトスピーチとは何か
第2回：模擬立法体験
第3回：振り返り

基礎知識

ルールを執行する
法律を作る・改定する 国のルールを作る
ルールを最終的に執行する

内閣(行政) 国会(立法) 裁判所(司法)

基礎知識

法律文書の署名 不審な検閲
30の議席
憲法訴訟権
国民(主権者) 裁判官の権限・任命

内閣(行政) 国会(立法) 裁判所(司法)

国民は...

中立的だが 「三位」の権限を越すこともできる
憲法改正の 関係が深い
表現の自由
憲法的 意見・世論による プレッシャー

内閣(行政) 国会(立法) 裁判所(司法)

世論はいろんなところで

SNSへの投稿
新聞への投稿
日ごろの話し合い

内閣(行政) 国会(立法) 裁判所(司法)

そこで！社会の課題を
主権者であるみんなで考えてみよう！！

今日取り上げる社会の課題

ヘイトスピーチって聞いたことありますか？

「法学 A（日本国憲法を含む）」におけるアクティヴ・ラーニングの試み
 ― 模擬立法

ヘイトスピーチって何

- ▶ 単なる悪口、過激な言葉を越えて、差別や暴力をおおる表現
- ▶ 自分で変更できない属性を理由として行われる

自分で変更できない属性とは
 民族、国籍、宗教、性別、性的指向、性自認、障がいなどが考えられるね



在日コリアンとは？

在日コリアン30万人/45万人は戦前から
 の居住者

国籍要件による
 法律上・事実上の差別

戦後、選挙権停止→日本国籍を一方的にはく奪された過去

是正措置を待機と攻撃されることも

差別の歴史は簡単に解消されないということか...

植民地時代の差別意識

現代の政治的要因

なんでこんなことが起きるの？

在日コリアンへのヘイトスピーチ

日本と韓国または北朝鮮の関係が悪化する
 と在日コリアンへのパッシングが強くなる傾向
 ...国の問題と人の問題を区別できない

こういう問題に他の国はどうやって対処しているの？

規制しない！

刑事処罰！

ヨーロッパの大部分。
 世界の過半数以上の国で規制。



どうして規制を

するの？

しないの？



規制する理由 1
 ～その属性をもった人の傷～

怖い...

ビクビクしちゃう...

私なんて生きていいの？

こどもになんていったら...



ヘイトスピーチはヘイトクライムにつながる

2009年12月～2010年3月：京都朝鮮学校襲撃事件

2014年1月：神戸朝鮮高級学校襲撃事件

2015年3月：新宿韓国文化院放火事件

2017年5月：イオ信用組合放火事件

2018年2月：福岡県直方市にある在日本大韓民国民団の施設のガラスが割られる

2018年3月：朝鮮総連建物への発砲

対抗言論は機能するか？

対抗言論は機能していない
 >> 日本社会では人権問題に対して声を上げる市民が少ない
 (欧米との対比)

沈黙効果
 法務省外国人住民調査（2017年）

「日本に住む外国を排除するなどの差別的記事、書き込みを見た」41.5%（中国47.6%、韓国67.7%、朝鮮78.3%）

「上記のような記事、書き込みが目に入るのが嫌で、そのようなインターネットサイトの利用を控えた」19.8%（中国21.9%、韓国37%、朝鮮47.8%）

「差別を受けるかもしれないので、インターネット上に自分のプロフィールを掲載するときは、国籍、民族は明らかにしなかった」14.8%（中国17.5%、韓国27.4%、朝鮮52.2%）

規制しない理由 1

移民は制限すべきだ！！



これは言っちゃいけないのだからか

～萎縮の効果～

刑罰や規制を定める法令の文言が不明確だと…

民主主義の根幹である表現の自由が機能しなくなる！

立法の自由に行き届く表現や行為まで適用されてる可能性

法令の適用を恐れて、本来自由に行き届く表現や行為が差し控えられてしまう

言わない方がいーかしら

たとえば…
～昔の日本で起きたこと～

軍事上の秘密の探知、収集、他人に漏らすことを禁止

絵葉書等で広く知られた飛行場の話をした人に懲役15年

規制範囲がどんどん広がることのないように！

これが不安でどんどん発言できなくなるぞ



規制しない理由 2

移民は受け入れるべきだ
なぜなら…



反対意見をいう方が建設的では？
規制されると、いつか爆発するかも？

まとめ

規制する理由	規制しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・マイノリティ集団が社会で安心して生きて行くことができなくなる。尊厳が傷つけられる。 ・ヘイトクライム（差別的思想上に基づく犯罪）、ひいてはジェノサイドにつながり、暴力的な社会になる。 ・言論で対抗するのは難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこまでが規制されているのか、境界が曖昧で、正当な議論まで萎縮してしまう。 ・言論を抑制すると、逆に社会に不満がたまり、より一層、マイノリティに対する当たりが強くなる。 ・言論で対抗すべき（対抗言論）。

ヘイトスピーチについての国際ルール

自由権規約20条2項：

2 差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

ヘイトスピーチについての国際ルール

人種差別撤廃条約4条：

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別的扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

▶ 日本では2016年5月
▶ ヘイトスピーチ解消法成立



「法学 A（日本国憲法を含む）」におけるアクティヴ・ラーニングの試み
—— 模擬立法

ヘイトスピーチ解消法のまとめ

- ▶ 外国出身者へのヘイトスピーチを許されないと宣言。
- ▶ 国の責務：相談体制の整備、教育、啓発、啓発活動
- ▶ 制裁は定められていない

在留資格のない外国人、アイヌ民族、LGBT、宗教的マイノリティは対象外

ヘイトスピーチ解消法はどのようにできたのでしょうか？

ヘイトスピーチ対策のための法律ができるまで

日本国内での活動：

国会議員へのお願い
地方自治体での意見書提出のお願い
メディアへの情報提供

日本国外での活動：

国連への働きかけ

ヘイトスピーチ解消法が適用されるかどうか考えてみよう！

資料(3)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって

適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に
じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に
じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。